

### 介護療養型医療施設から介護医療院等への転換制度について

- 介護療養型医療施設を介護医療院等に転換する場合であって、次表の事業の対象になる場合は、福岡県地域密着型施設等整備補助金の交付対象となります。

詳しくは、福岡県保健医療介護部介護保険課施設整備係（電話：092-643-3249）にお問い合わせください。

#### ＜概要＞

事業名	補助内容	補助上限額	補助率	主な補助条件
介護療養型医療施設転換整備支援事業	介護医療院等への転換に伴う施設の改修・改築・創設に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	1床当たり単価×転換病床数	10／10	補助対象病床：介護療養型医療施設 補助対象となる転換先： 介護医療院、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5号の規定により登録されている賃貸住宅
介護施設開設準備事業	介護医療院等への転換に伴う施設等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6カ月間に係る備品購入費、報酬・給与等の開設準備経費等	1床当たり単価（156千円）×転換病床数	10／10	同上

※ 現時点の概要であり、今後変更になる可能性があります。

## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	Q&A文書番号等	QA発出時期	回答		
					項目	質問
老人保健課	1971	サービス種別 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別 平成31年3月15日 Q&A以後	1人員 夜勤体制	夜勤を行う職員の員数の算定においては、人員配置の算定上介護職員としてみなされ た看護職員についても看護職員として算定できる。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 1
老人保健課	1972	26 介護療養型医療施設	1人員 基金皮膚清拭看護管理指導	1人員 ユニット型個室等	重症が床房清拭を有している者に対して管理指導を行う医師が非常勤である場合は算定で きる。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 13
老人保健課	1973	26 介護療養型医療施設	1人員 ユニット型個室等	介護を健診段及び介護療養型医療施設のユニットの定員は、10名を超えた場合はも指 定基準上認められるのか。	17.9.7 全国介護保険制度 基準 基本情報vol.151 平成17年10月改定版 Q&A 21	
老人保健課	1974	26 介護療養型医療施設	1人員 夜勤体制	夜勤率を交代制で導入している場合、夜勤を行った者の頭数で算定するか年数で算 定するのではなく、夜勤率が割り当てられた時間から夜勤率の時間で割ることで算定する か年数で算定するのか。	介護を健診段及び介護療養型医療施設のユニットの定員は、10名を超えた場合はも指 定基準内に認められ、(2)10人を超えて場合は、(1)10人と算定される。ただし、施設や施設の構造などの特別な事情によりやむを得ない場合であつて、 該ユニットにおいて同一の居間者が相互に社会的連絡を築き、自他の日常生活を営む10人と算 定する場合には認められない。当分の間、①入居定員が既に10人と算定される場合は、 ②2つの要件を満たす場合は、(2)10人と算定される。ただし、経済的理由などとして、 3名おいて2つの要件を満たさない場合は、(1)10人と算定される。なお、本部数の場合は、 ユニットの定員の実態も踏まえ、定員の方についても検討することとしている。  そのとおり。	21.3.23 介護保険制度情報vol.69 平成24年4月改定版 Q&Avol.1 99
老人保健課	1975	26 介護療養型医療施設	2 課槽 リハビリーション	理学療法、作業療法の専用の施設について	専用の施設には医療機関の機能訓練室を充てばよい。例えば、当該医療機関の機能訓練 室が45平方メートルである場合に、当該機能訓練室に、当該機能訓練室にいう45 平方メートル以上の専用施設とすることができる。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 30
老人保健課	1976	26 介護療養型医療施設	3 運営 リハビリーション	入院患者の定員を減少する場 合の手続き	介護療養型医療施設の入院患者の定員は、介護療養型医療施設運営基準(平成11年基 生省令第41号、第24条の規定による)に基づき、施設規則に定めておく必要があるが、運営当の 向井を履行する場合は、介護療養型医療施設運営基準(平成12年基準)第11条の規定に準じ て、当該施設が該を実現する旨の届出をすることが必要。  ※介護保険法第13条の規定の許認めによらないことによる。  当該病棟に入院する全ての患者に対して、生活機能回復訓練のための訓練及び特養を、生 活機能回復訓練等において患者一人あたり一日2時間、週5回行うことが必要である。	13.2.28 事務連絡 介護保険制度情報vol.116 運営基準等に係るQ&A X.V.の1 6
老人保健課	1977	26 介護療養型医療施設	3 運営 リハビリーション	老人生活機能回復訓練について	理学療法士等(人並みだりの1日のリハビリテーションの実施履歴に定められた時間に、運営当の 具体的には、医療保險における理学療法等の実施履歴をもと、介護保険に 対して実施するときは、理学療法をもと、リハビリテーションの医別リハビリテーションをもとに して実施するときは、1日につき、A~18時B~18時C~18時D~18時E~18時F~18時G~18時H~18時I~18時J~18時K~18時L~18時M~18時N~18時O~18時P~18時Q~18時R~18時S~18時T~18時U~18時V~18時W~18時X~18時Y~18時Z~18時)	15.5.30 事務連絡 介護保険制度情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 16
老人保健課	1978	26 介護療養型医療施設	3 運営 リハビリーション	リハビリテーションの実施回数は理学療法士等(リハビリテーション)に対する理学療法士等が一日実施できる が、医療保險における理学療法等の実施履歴をもと、介護保険に 患者(利用者)の限度について	特定診療費における理学療法、作業療法等には言語聴覚療法を計算する場合は、実施計画 を作成するが、計画の様式は特に定めていないのでリハビリテーションを合 成する等の費用を含め、各医療機関において算定成し支えな。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 17
老人保健課	1979	26 介護療養型医療施設	3 運営 理学療法等の実施計画			



## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 平成30年3月15日 基準種別	項目	質問	回答	Q&A発行時期 文書番号等	問番号
老人保健課	26 介護保険施設 Q&A以前 設 1990	ターミナルケア加算 4 駆動	介護療養型老人保健施設内での取り扱いを希望しターミナルケアを行つたが、やむを得ない事由により医療機関においてござなった場合はターミナルケア加算を算定できるか。	介護療養型老人保健施設内での取り扱いが明らかでなく、ターミナルケアを実施している期間については、やむを得ない患者についても算定できるが、ターミナルケア加算を算定できる。	24.3.16 基盤整備基盤整備vol1267 介護保険制度Q&A(1版) 平成24年3月16日の 送付について	220	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1991	病床単位の指定 4 駆動	介護療養型医療施設に転住施設への指定等の場合、前年度実績によりがためとして、入院期間は全額計算されるが、当該医療施設は該施設の入院記録には算定されない場合、在宅医療用の患者の全額も介護保険適用の患者と算定されてしまう。この場合、医療費用負担金を算定する。	管轄部会議議事録 に該施設の患者を算定する場合は、該施設の全額を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。 該施設は、該施設の費用を算定する。	1.1(2)⑤)	1.2.3.3.事務運営 介護保険基盤整備vol159 介護報酬等に係るQ&A vol1	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1992	退院日の在宅医療用算料 4 駆動	介護療養型医療施設から退院した日に診療料が算定できるか。	外泊時の費用を算定した日にについては、施設サービス費に係る算定。算定できる。	12.4.3.事務運営 介護保険基盤整備vol159 介護報酬等に係るQ&A vol2	1.1(5)④)	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1993	外泊時の費用 4 駆動	外泊時の費用を算定した日の取扱いについて	外泊時の費用を算定した日にについては、施設サービス費に係る算定。算定できる。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	2	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1994	他科受診時の費用 4 駆動	他科受診時の費用の算定方法について ①他科受診を行うにつき4日以内に受けられた場合における他の受診時の費用の算定方法について ②他科受診を行つた日が4日を超える場合における他の受診時の費用の算定方法について	引り月のうち4日以内に他科受診を行つた日については、介護療養型医療施設において所定単位数に於て4日以内に他科受診を行つた日については、医療保険契約における他科受診の費用を算定する。 2月目以降に受けられた場合には、介護療養型医療施設において所定単位数に於て4日以内に他科受診を行つた日については、医療保険契約における他科受診の費用を算定する。この日は引けた月のうち4日以内に他科受診を行つた日のうち4個を算定する。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	3	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1995	感染対策指導監査 4 駆動	入院中の天日に当る場合も算定できるか。	感染対策指導監査は毎日につき5回まで算定するなどといったよって、算定要件を満たしていないれば、入院日が月の末日に算定できる。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	1	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1996	各疾患の生物学的検査外部委託 4 駆動	各疾患の生物学的検査外部委託する場合も算定できるか。	該医療機関内に検査部が設けられている等の特徴を満たしていれば、検査対象に該査がかない場合に限り、各種検査外部委託できる。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	2	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1997	検査対策指導監査 4 駆動	検査対策指導監査	施設基準を満たして「職業老人の日常生活の自立度(満たさない度)」ランクB以上以上の者のために、何よりも大変く補助して検査を行つければ、補助の権限に關わらず算定できる。なほ、「職業老人の日常生活の自立度(満たさない度)」ランクは当該医療機関において判断する。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	3	
老人保健課	26 介護保険施設 設 1998	検査対策指導監査 4 駆動	検査対策指導監査	補助金の実体的内容について 補助金が医療管理の算定対象となる患者に対する患者の日常生活の自立度(満たさない度)ランクD以上さざれているが、現在又は過去に精神的ない患者についても算定できるか。	15.5.3.0 基盤整備 介護保険基盤整備vol151 介護報酬等に係るQ&A vol1	6	

## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年月 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発行時期 文書番号等	問番号
老人保健課	1999	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月ににおいて1日あたり9時間以上の連続吸引を行つており、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	7
老人保健課	2000	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月においては、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	8
老人保健課	2001	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月においては、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	9
老人保健課	2002	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月においては、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	10
老人保健課	2003	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月においては、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	11
老人保健課	2007	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	重度療養管理	重度療養型の算定対象について、所定の基準を満たす場合に(回復段階の吸収吸引を実施している状態)の具体的な内因について	重度療養型の算定対象については、所定の基準を満たす。当該月においては、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。重度療養型は、専用吸引器による吸引を行つていても、専用吸引器による吸引を算定する。	15.5.30 重度療養型vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	12
老人保健課	2008	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	医学的特持提供	医学的特持提供と医療的特持提供を複数回に同時に算定できるか。	医学的特持提供は、医療機関が実施する患者の診察につき、他の医療機関との連絡を密にして、診療料として請求する場合に算定される。一方で、入院患者が院内に算定される場合は、院外に算定されることはあり、また、場合により、当該月においても同様に算定されることはあります。専門性のある诊断や心身疾患などの生命に危険が大きくなる場合に算定する場合は算定対象となる。	15.5.30 医学的特持提供vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	13
老人保健課	2009	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	医療費控除	医療費控除と医療的特持提供を複数回に同時に算定できるか。	医療費控除は、医療機関が実施する患者の診察につき、他の医療機関との連絡を密にして、診療料として請求する場合に算定される。一方で、入院患者が院内に算定される場合は、院外に算定されることはあります。専門性のある诊断や心身疾患などの生命に危険が大きくなる場合に算定する場合は算定対象となる。	15.5.30 医療費控除vol.151 介護報酬に関するQ&A 提出請求書類vol.151	14
老人保健課	2010	26 介護療養型医療施設 設	4 駆動	経口移行計算	介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)と、経口移行計算の同時請求は可能か。	介護療養型医療施設の区分から、同一の病院内において医療行為が行われる場合は、医療行為の区分は、原則として、介護療養型と同一の区分に算定される。当該月において算定する医療行為の区分は、原則として、介護療養型と同一の区分に算定される。なお、診療報酬上の取扱いについては、医療保險担当部局にて算定されたい。	17.9.全国介護保険担当者会議資料 監査会による調査 平成17年10月改定関係Q&A 提出請求書類vol.153	15
老人保健課					介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)について、以下の算定方法により算定する。	介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)では、都道府県においては、基準料金を厚生省令第11号で定められており、該当の病院内において算定される場合は、医療行為の区分が異なる場合、その医療行為の区分によって算定料金が異なります。しかし、他の医療行為と併せて算定される場合は、同一の医療行為の区分によって算定料金が異なります。また、他の医療行為と併せて算定される場合は、同一の医療行為の区分によって算定料金が異なります。	18.12.基盤改訂情報 vol.102 &A(vol.1)	85
老人保健課					介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)について、以下の算定方法により算定する。	介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)では、算定料金が厚生省令第11号で定められており、該当の病院内において算定される場合は、医療行為の区分が異なる場合、その医療行為の区分によって算定料金が異なります。しかし、他の医療行為と併せて算定される場合は、同一の医療行為の区分によって算定料金が異なります。また、他の医療行為と併せて算定される場合は、同一の医療行為の区分によって算定料金が異なります。	18.5.2 介護保険改訂情報 vol.102 &A(vol.1)	86
老人保健課					介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)について、以下の算定方法により算定する。	介護療養型医療施設における摂食機能評価法(月回)では、算定料金が厚生省令第11号で定められており、該当の病院内において算定される場合は、医療行為の区分が異なる場合、その医療行為の区分によって算定料金が異なります。しかし、他の医療行為と併せて算定される場合は、同一の医療行為の区分によって算定料金が異なります。	18.5.2 介護保険改訂情報 vol.102 &A(vol.1)	6

## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別 平成31年2月15日 Q&A以前	基準種別 平成31年3月15日 Q&A以後	項目	回答	QA発行時期 文書番号等	問番号
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2011	4 駆動	介護保険型医療施設において被取扱いの「リハビリテーション施設」「一般病床・医療床」から介護保険型医療床へ転床して場合の居留日はいつか。	介護保険型医療床への転床日が記算日となり、同一の居留日はいつか。	18.6.30 介護度改定Information vol.114 平成19年4月改定版vol.6 2.4.(vol.5)及び平成19年4月改定版vol.6 2.5.(vol.6)より 介護保険型医療床	2
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2012	4 駆動	医療保険における「受金機能保険法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。	1. 「医療」で「精神科医師」が直達行為の場合 「医師」で「精神科医師」の指导下、「言語聴覚士、看護師、准看護師、精神科准士、理学療法士」は「作業療法士」が行う場合に算定できる。 （被取扱事業者の施設内に診療室において、介護食機能をもつする施設又は診療所である施設内所内にて、介護食機能又は、介護食機能をもつ施設内に於ける食事の供給を受けてゐるところであつて、介護食機能の程度の度合の一定の度合以上ある場合に算定できる。） 2. 「医師又は精神科医師」の指示の下に「言語聴覚士、看護師、准看護師、又は精神科准士」に限り行なうことができる。	19.7.3. 「医療」 「精神科医師」 「精神科医師の指导下」「言語聴覚士、看護師、准看護師、精神科准士、理学療法士、作業療法士」 （被取扱事業者の施設内に診療室において、介護食機能をもつする施設又は診療所である施設内所内にて、介護食機能又は、介護食機能をもつ施設内に於ける食事の供給を受けてゐるところであつて、介護食機能の程度の度合の一定の度合以上ある場合に算定できる。） 「医師又は精神科医師」の指示の下に「言語聴覚士、看護師、准看護師、又は精神科准士」に限り行なうことができる。	19.7.3. 「医療」 「精神科医師」 「精神科医師の指导下」「言語聴覚士、看護師、准看護師、精神科准士、理学療法士、作業療法士」 （被取扱事業者の施設内に診療室において、介護食機能をもつする施設又は診療所である施設内所内にて、介護食機能又は、介護食機能をもつ施設内に於ける食事の供給を受けてゐるところであつて、介護食機能の程度の度合の一定の度合以上ある場合に算定できる。） 「医師又は精神科医師」の指示の下に「言語聴覚士、看護師、准看護師、又は精神科准士」に限り行なうことができる。
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2013	4 駆動	無因コミミニケーション療法	集団コミュニケーション療法 あるが、この際の費用を算定すべきである。	21.3.23. 「医療」 「精神科医師」 「精神科医師の指导下」「言語聴覚士を配付すれば足りる。」	21.3.23. 「医療」 「精神科医師」 「精神科医師の指导下」「言語聴覚士を配付すれば足りる。」
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2014	4 駆動	也科受診時の加算算定	也科受診時の費用を算定した日にについては、未着マネジメント加算、窓口維持加算及び保険料加算は算定できない。 （介護保険型医療施設）也科受診時の費用を算定した日にについては、どの加算が算定でき るのか。	21.4.17 「介護保険型医療 精神科医師の指导下」「言語聴覚士、看護師、准看護師、精神科准士」 平成22年4月改定版vol.79 &A(vol.1)	38
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2015	4 駆動	認知症初期集中リハビリテーション施設又は終了後集中に経血管等、車椅子の移動等の活動の範囲に著しく狭めたうえで、その急性期の治療のために入院せざつた場合の退院後の取扱いと申す。	認知症初期集中リハビリテーション施設又は終了後集中に経血管等、車椅子の移動等の範囲に著しく狭めたうえで、その急性期の治療のために入院せざつた場合の退院後の取扱いと申す。 （認知症初期集中リハビリテーション施設又は終了後集中に経血管等、車椅子の移動等の範囲に著しく狭めたうえで、その急性期の治療のために入院せざつた場合の退院後の取扱いと申す。） 「介護老人保健施設」、「介護老人保健施設における新規入所日から起算して新たに3ヶ月以内に限り算定できる。」	21.4.17 「介護保険型医療 精神科医師の指导下」「言語聴覚士、看護師、准看護師、精神科准士」 平成22年4月改定版vol.75 &A(vol.12)	42
老人保健課 (支店)	26 介護保険型医療施設 設	2016	4 駆動	経口移行加算」の見直しに関する支援とは何か。	入所者差額の算出を算出につつ経口による食事の実数を進めるための食事形態。援助方 法等における年齢による算出のことをさう。	22.4.1. 「介護保険 精神科医師の指导下」「言語聴覚 士」 平成22年4月改定版 121	121
老人保健課	26 介護保険型医療施設 設	2017	4 駆動	介護機能強化型の基準施設 サービス費に係る届出について	認定料を支払う際の場合は、同様の基準施設サービス等にかかる費用の額を算定する場合に開設する月の前3ヶ月の間に算出を行うことができる。 （基準の医療の場合は、届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の直々月までの入院料に算き前月に提出を行うことができる。）	22.4.1. 「介護保険 精神科医師の指导下」「言語聴 覚士」 平成22年4月改定版 145	145
老人保健課 (支店)	26 介護保険型医療施設 設	2018	4 駆動	介護機能強化型の基準施設 サービス費に係る届出について	介護機能強化型の介護保険型医療施設においては、届出が算定された日の月から算出開始する月の前3ヶ月のことで、算定日が算定される月の前の3ヶ月の間で、算定開始する月の前に算出する月の前3ヶ月のことをさす。 ただし、算定を開始する前の前3ヶ月の状況を開けることが困難である場合は、算定を開始する月の直々月までの入院料に算き前月に提出を行うことができる。 （基準の医療の場合は、届け出することが困難である場合は、算定を開始する月の直々月までの入院料に算き前月に提出を行うことができる。）	22.4.1. 「介護保 精神科医 師の下 言語聴 覚士」 平成22年4月改定版 146	146

## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等	問番号
老人保健課	2019	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	療養機能強化型の基本施設サービス質は、平成27年4月から算定することができる。で きも場合、平成27年1月から3月の実績は4月1日に届け出ることになるものか。	療養機能強化型の基本施設サービス質は、平成27年4月から算定することができる。その こととなるが、やむを得ない場合には平成26年12月から平成27年3月までの実績を4月1日に届け出ることにして差し支えない。	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	147
老人保健課	2020	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	療養機能強化型の基本施設サービス質に係る届出の要件については、都道府県の届出を毎月 行う必要があるもの。	届出内容に変更がなければ毎月の届出は不要である。	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	148
老人保健課	2021	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	医療機能強化型の基本施設の場合は、介護報酬適用病床 の入院患者のみで要件を満たす必要がある。	医療機能強化型の基本施設の場合は、介護報酬適用病床 の入院患者で要件を満たす必要がある。	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	149
老人保健課	2022	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	二人の者について、認知症高齢者の日常生活自立度が低くてかつ、吃音誤嚥又はイシ スリング生着を受けている者のそれそれに留めることができるか。	二人の者について、認知症高齢者の日常生活自立度が低くてかつ、吃音誤嚥又はイシ スリング生着を受けている者のそれそれに留めることができる。	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	150
老人保健課	2023	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれるのが、	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	151
老人保健課	2024	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	152
老人保健課	2025	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	153
老人保健課	2026	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	「重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のための介護料」(以下 に「重度者割合」という。)及び「身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者のため の介護料」(以下「重度者割合」という。)の算出に当たっては、月の末日における該当者の割合 による方法(以下「末日方式」という。)又は算定一日を月の15日前において、当該基 本施設においては、末日方式と、介護実施割合が全ての期間で統一して算出される方法(以下 「一律方式」とい。)のいずれかについては並べて記載され、併せて、重度者 割合によっては末日方式と、介護実施割合について並べて記載され、併せて、重度者 が、また、末日方式と並び日方式のどちらを用いるかなどに決めておいてほしい。 重高な身体機能を有する者及び身体機能を有する認知症高齢者の日々の会話などの 会話における入院患者は含まれのが、	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	154
老人保健課	2027	26 介護保険型医療施設 設	4 駆動	療養機能強化型の基本施設 サービス質に係る届出について	「療養機能強化型の基本施設サービストリートメントの算出する月の前3月間ににおける入院患者 が、これらの算出について実施回数自体に限らず精算がある。(一日当たり何回以上実 施している患者)	「療養機能強化型の基本施設サービストリートメントの算出する月の前3月間ににおける入院患者 が、これらの算出について実施回数自体に限らず精算がある。(一日当たり何回以上実 施している患者)	274_1 「平成27年度介護報酬改定におけるQ&A平成27年4月1日の送付について」 vol.454	1



## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等	問番号
							文書名	
老人保健課	2035	26 介護保険型医療施設	5その他	転換に係る経過措置について	施設系施設から転換した介護老人保健施設において運用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置等に、平成8年7月1日以降、平成30年3月31日までの間に「施設」に係る基準が適用され「介護老人保健施設」の「施設」に係る基準が算定できなくなった場合については、適用条件となるものとします。	24.3.16 基盤整備新制度vol267 「介護保険制度の改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	214	
老人保健課	2036	26 介護保険型医療施設	5その他	転換に係る経過措置について	施設系施設から転換した介護老人保健施設において、個人から法人へと明確化を実現した場合、転換後の介護老人保健施設に係る従業員の面接等の達成指標は、引き続き適用されることになります。	24.3.16 基盤整備新制度vol267 「介護保険制度の改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	215	
老人保健課	2037	26 介護保険型医療施設	5その他	経過型介護保険型医療施設	平成24年4月1日以降、経過型介護保険型医療施設へ転換することはできない。 ※ 平成18年6月以降型介護保険型医療施設へ転換することができない。	24.3.16 基盤整備新制度vol267 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	221	
老人保健課	2038	26 介護保険型医療施設	5その他	介護保険型医療施設の指定	平成24年度以降の介護保険型医療施設の新規・指定申請が受けられないことになります。個人経営の介護保険型医療施設が法人化する場合や個人経営の介護保険型医療施設が法人化しない場合で、法人化の要件を満たさない場合には、新規申請の取扱いとなります。	24.3.16 基盤整備新制度vol267 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	222	
老人保健課	2039	26 介護保険型医療施設	5その他	他科受診時の費用について	他科受診時の費用は、当該入院の費用などによって算出される場合であって、当該入院の費用等に係る診療報酬請求書等に記載される場合があります。如前の陳述と同様に、変更の提出により、その他の費用等も算出される場合があります。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度vol151 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	4	
老人保健課	2040	26 介護保険型医療施設	5その他	特種料簡指導監理	特種料簡指導監理は、被験者本人の自立度(歩き方)ランクⅠ以上に該当する入院患者に係る入院患者の特種料簡指導監理を実施する場合があります。特種料簡監理は、常時が対応し、専門的な検査や治療が必要な場合は、専門的な検査や治療を行なう場合に該当する。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度vol151 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	4	
老人保健課	2041	26 介護保険型医療施設	5その他	特種料簡指導監理	特種料簡に際する診療計画書の作成について 特種料簡指導監理は、被験者本人の日常生活に対する診療計画書を作成し、見直しが必要であれば、その都度に計画を修正する必要がある。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度vol151 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	5	
老人保健課	2042	26 介護保険型医療施設	5その他	重度疾患管理	重度疾患管理の算定対象となる状態のうち、脳卒又は脳膜の機能障害等の程度による身体障害者評議会は行う規則別表五項等における状態について、重度疾患者手帳の交付を要するか、ストーマの処置を行っている状態について、重度疾患者手帳の交付を要するか。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度vol151 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	11	
老人保健課	2043	26 介護保険型医療施設	5その他	重度疾患管理	重度疾患管理に係る特典料金の算定対象のうち、脳卒又は脳膜の機能障害等の程度が身体障害者評議会は行う規則別表五項等における状態について、重度疾患者手帳の交付を要するか、ストーマの処置を行っている状態について、重度疾患者手帳の交付を要するか、人工肛門を設置しておらず、本人が、體育、营养、就労等の活動に制約があるもので、市町村への通院料に該当する場合に該当する。	15.5.30 事務連絡 介護保険制度vol151 「平成24年度介護報酬改訂(24年度介護報酬改訂)に伴うQ&A」(vol1) 平成24年3月16日の送付について	12	

## 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等	問番号
介護課	平成31年3月15日 Q&A以前	サービス種別 Q&A以後 26 介護保養型医療施設 設	基準種別 5 その他 標準機能強化型の基本施設 サービス費に係る要件について	ターミナルケアに係る計画の様式及び内容はどのようなものが望ましいか。	ターミナルケアに係る計画の様式及び内容については、患者及びその家族との面接を十分に反映できるよう、各施設で工夫・工夫二つが望ましい。なお、当該計画は終活計画や終活支援、サービス計画と並んで、終活計画は終活支援とともに、記載ターミナルケアに係る計画であることが明確となるようにすること。	27.4.28 基若連 平成27年度介護保険改 善に関する介護保険医 療候補者に関するQ&A(改 善方策)第1回「Q&A改 善について」 2017年4月28日の交付	5	